

令和5年5月8日

生徒並びに保護者のみなさま

県立宝塚東高等学校
校長 板羽 茂雄

新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校における対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、県教育委員会より令和5年4月28日付けで「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知がありました。この通知を踏まえ学校における感染防止対策を実施したうえで、下記のとおり教育活動を実施してまいります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症がなくなったということではありません。罹患した場合に重症化する恐れがあることや、インフルエンザ同様、集団の中で感染拡大が起こる可能性があることに変わりはありません。引き続き、感染予防についてご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- (1) 家庭と連携し、生徒の健康状態の把握を行い、校内の適切な換気の確保に努め、手洗いや咳エチケットの指導を行います。
- (2) 感染状況が落ち着いている状況においては、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- (3) 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の措置を講じることがあります。

2 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、保護者の方より連絡をお願いします。
- (2) 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- (3) 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- (4) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。ただし、生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。
- (5) 登校の際には、新型コロナウイルス感染症治癒報告書（ホームページに掲載）に保護者が所定の内容を記入し、提出するようにしてください。

3 家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

家族の発症日を0日として、特に5日間は体調に注意してください（7日目までは発症する可能性がある）。この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控えるようにしてください。

4 その他

- (1) 感染症対策や欠席期間などご不明なことがあればご遠慮なくお問い合わせください。